

迷惑メール規制に係る特定商取引法の改正について

電子メールによる一方的な商業広告の送りつけ (いわゆる迷惑メール) 問題への対応について

～ 「特定商取引に関する法律の改正」及び
「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の概要～

平成14年7月
消費経済政策課

1. はじめに

近時急速に社会問題化した「電子メールによる一方的な商業広告の送りつけ(いわゆる迷惑メール)問題」に対応するため、経済産業省では、本年4月、商取引の適正化及び消費者保護の強化を図る観点から「特定商取引に関する法律」を改正しました。また、これと並行して、通信の規律の観点から、議員立法による「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」が成立(同月)しました。両法とも本年7月1日から施行されております。その概要については、以下のとおりです。

2. 表示義務の概要について

通信販売事業者等(以下「事業者」という。)及び送信者が電子メールにより商業広告を送るときは、特定商取引法により既に義務づけられている表示(住所、電話番号等)に加え、以下のような表示を行うことが義務づけられました。(ただし、消費者及び受信者から当該メールの送付を求めた場合等には表示の義務はありません。)

メールの件名欄の冒頭に「**未承諾広告**」と表示(これまで義務づけられていた「!広告!」を「未承諾広告」に変更)。

メール本文の最前部(=通信文より前の部分の最前部)に、**事業者及び送信者の氏名又は名称及び受信拒否(いわゆるオプトアウト)の通知を受けるための電子メールアドレス**をそれぞれ表示。

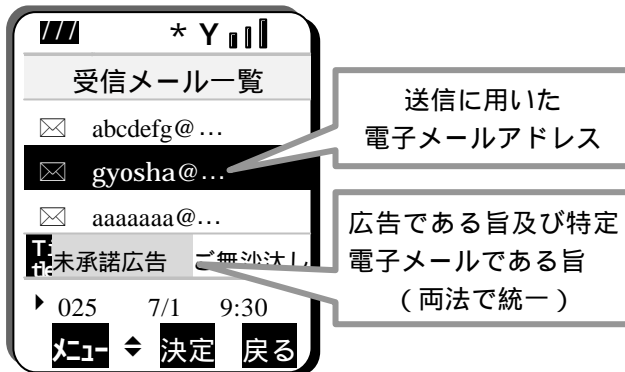
(連絡方法の表示が義務づけられたことにより、これまで、受信拒否のための連絡方法を設定しない場合に表示が義務づけられていた、「!連絡方法無!」の表示義務を廃止。)

の表示が、事業者のものであるときには、当該表示の前に「**事業者**」、送信者のものであるときには当該表示の前に「**送信者**」、と表示。(事業者であり、送信者のものであるときは「**事業者 送信者**」又は「**送信者 事業者**」と表示)

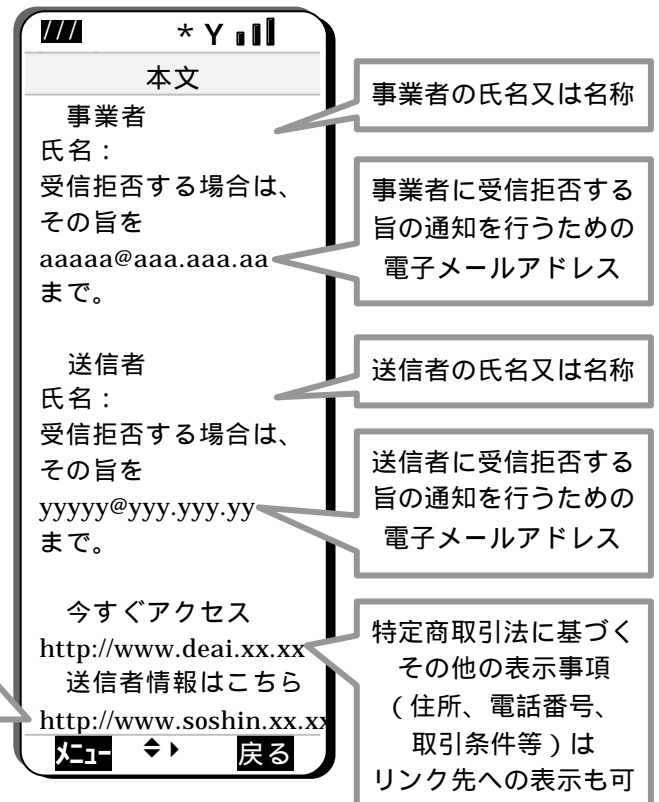
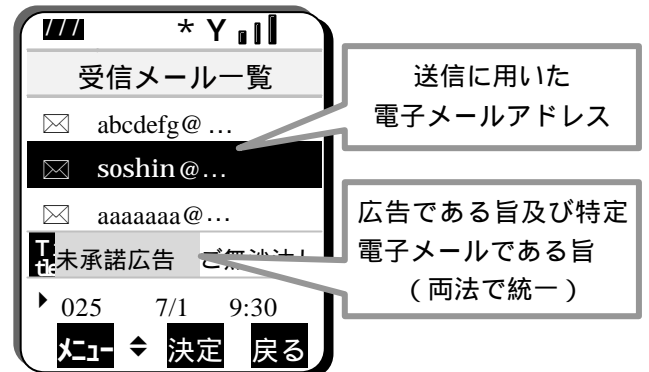
送信者の住所及び電話番号を、任意の場所(リンク先を含む)に表示。

(注) 電子メールとは、携帯電話向け、パソコン向けの両方を含みます。

《事業者 = 送信者の場合》



《事業者 送信者の場合》



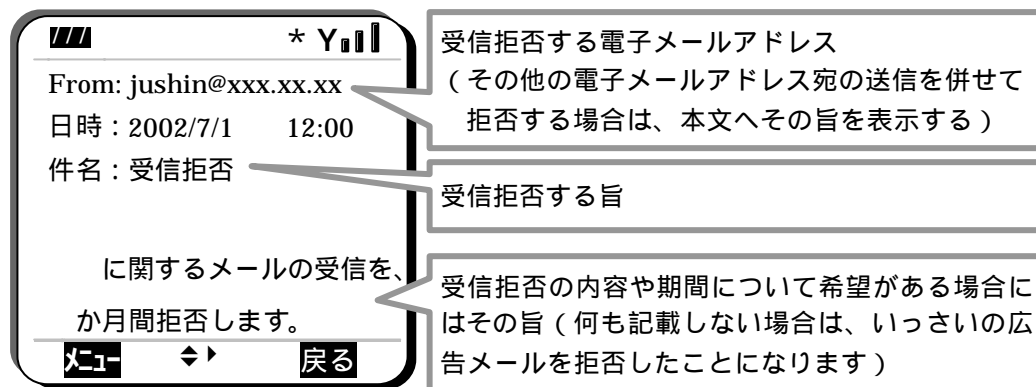
3. 受信拒否の方法について

受信拒否の通知を行う場合には、広告メール中に表示されている受信拒否を受け付けるための電子メールアドレス宛に、以下の事項を通知して下さい。

受信を拒否する自己の電子メールアドレス（いわゆるフロムアドレス欄への表示で可）

受信を拒否する旨（受信を拒否する内容及び期間について特に希望がある場合にはその旨）

受信拒否の連絡をメールで行う場合の表示例



《注意事項》

受信拒否の通知にあたり、住所、氏名、年齢、電話番号等の個人情報を併せて通知することを求められる場合がありますが、**「受信を拒否する電子メールアドレス」及び「受信を拒否する旨」以外はいっさい伝える必要はありません。**そのような個人情報を不用意に提供することは、更にトラブルを招く可能性がありますので、控えるようにして下さい。

受信拒否の通知を行った際には、後日、通知の有無について争いになることを避けるため、**その記録を保存するようにして下さい。**

4. 再送信の禁止について

上記のような受信拒否の通知を受けた事業者及び送信者が、その通知をした者に対して広告メールを送ることが禁止されました。

5. 罰則について

表示義務違反及びオプトアウトの通知をした者へ広告メールの送付をした事業者及び送信者は、行政処分の対象となり、更に、違反を繰り返した場合等には罰則・罰金が課されることがあります。

() なお、表示義務等についてのより詳しい内容につきましては、経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/index.html>) 及び総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/m_mail.html) に掲載されている法律の条文等をご参照下さい。

6 . 情報提供について

表示義務や再送信禁止義務に違反していると思われるメールを受け取られた場合には、財団法人日本産業協会又は財団法人日本データ通信協会宛に転送し、情報提供にご協力下さい。

情報提供については、原則として、特定商取引法違反（事業者による違反）に係る情報は（財）日本産業協会、特定電子メール法違反（送信者による違反）に係る情報は（財）日本データ通信協会に受け付けますが、どちらに送信すればいいかわからない場合、いずれかにお送り下さい。

なお、情報提供の様式については、（財）日本産業協会及び（財）日本データ通信協会のホームページをご覧ください。

（注）（財）日本産業協会は、特定商取引法に基づき、消費者取引に関する調査・情報収集、経済産業大臣への申出を行う者への指導・助言等を行う者として、（財）日本データ通信協会は、特定電子メール法に基づき、特定電子メールに関する調査・情報収集、総務大臣への申出を行う者への指導・助言等を行う者としてそれぞれ指定されている公益法人です。

（財）日本産業協会（<http://www.nissankyo.or.jp/>）

再送信禁止義務違反メール受付用メールアドレス： mailagain@nissankyo.jp

電話 番 号： 03 - 3501 - 3344

F A X 番 号： 03 - 5298 - 1584

郵 送 先： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-21 寿ビル5階（財）日本産業協会

（財）日本データ通信協会（<http://www.dekyo.or.jp/>）

再送信禁止義務違反メール受付用メールアドレス： mailagain@dekyo.or.jp

電話 番 号： 03 - 5815 - 7201

F A X 番 号： 03 - 5815 - 7372

郵 送 先： 〒114-8558 東京都北区田端1-21-8 NSKビル7階（財）日本データ通信協会

通信事業者によるフィルタリングサービスの実施状況

「未承諾広告」が表題部に入った広告メールの受信拒否ができるサービス（フィルタリングサービス）について、各通信事業者は以下のように対応している。

DDI ポケット 6月26日から実施済み。

J-phone 8月30日から実施済み。

NTT ドコモ 10月1日から実施済み。

KDDI (au) 11月上旬から実施予定。

「ワン切り問題」に対する対応について

1 ワン切りの取引規制面からの問題

- (1) ワンコールを受けた消費者が、その着信履歴をみて電話をかけ直した後の情報提供サービスは、特定商取引法上の「通信販売」に該当し、案内テープが広告となり、同法の規制を受ける。
- (2) 利用しなければ当然利用支払う必要はないが、仮にサービスを利用したとしても、利用延滞損害金については、消費者契約法で上限が規定されている（年率14.6%）。

2 当省消費者相談室への相談状況（2002年）

消費者からの相談は、本年春がピークで、以降減少してきている。

相談件数推移

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
92	87	145	102	88	38	55
8月	9月	10月				
40	24	12				

10月は、10月10日現在のデータ

9月の相談24件の内訳

請求があり、金を払った。どうしたらいいか。	0
請求があった。どうしたらいいか。	18
ワン切りにかけてしまった。どうしたらいいか。	3
ワン切りがかかってきた。どうしたらいいか。	1
その他要望	2

10月の相談12件の内訳

請求があり、金を払った。どうしたらいいか。	1
請求があった。どうしたらいいか。	7
ワン切りにかけてしまった。どうしたらいいか。	2
ワン切りがかかってきた。どうしたらいいか。	1
その他要望	1

- ### 3 当省では、これまでも、事業者に対する指導、消費者への注意喚起を行ってきたが、9月以降、改めて啓発活動を強化しているところ（パンフレット配布、JR等車内広告、街頭テレビ等）。